【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年９月８日
【計算期間】	第11特定期間（自　平成22年12月９日　至　平成23年６月８日）
【ファンド名】	北都好配当グローバル株式オープン
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　田中　愼一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長　三木谷　正直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 「好配当世界株マザーファンド」及び「好配当日本株マザーファンド」（以下各々を「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて世界各国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。以下同じ。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ 世界各国の好配当株を主要投資対象とします。
Ⅱ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
Ⅲ ３ヵ月毎の分配を目指します。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国　内 海　外 ●内　外	●株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※ 資産複合	年1回 年2回 ●年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	●グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
			為替ヘッジ
			あり ●なし

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年３月29日　　信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年１月４日　　投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

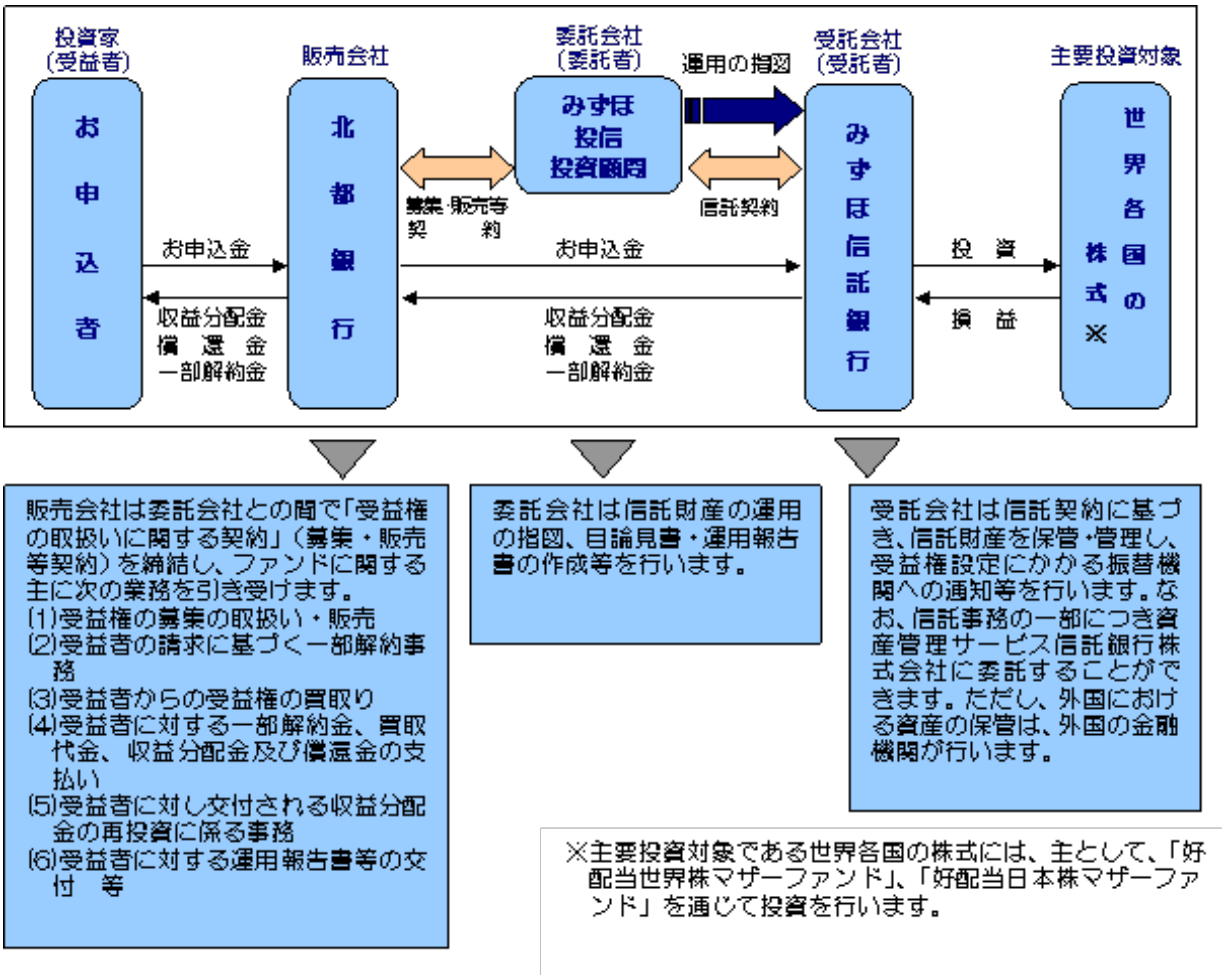

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

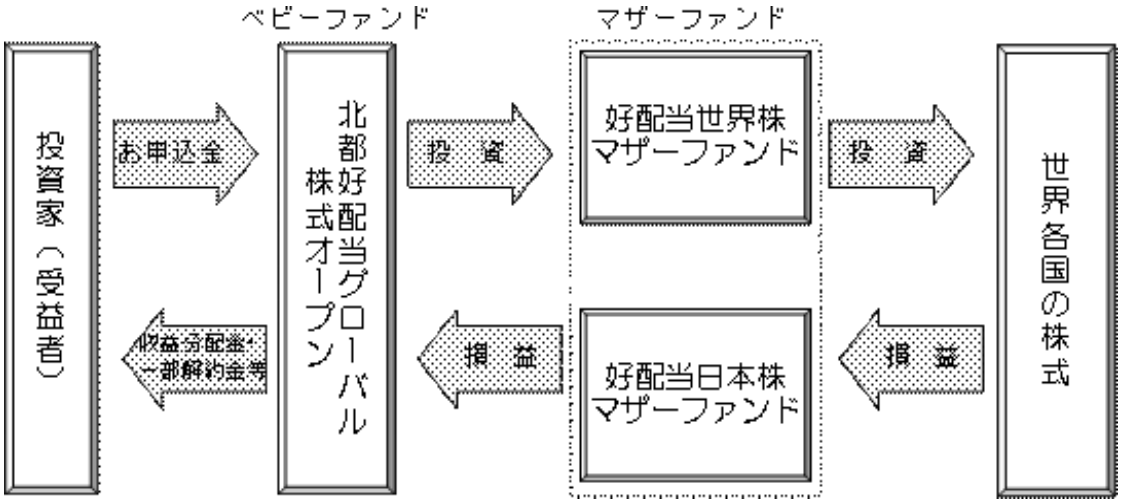

※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成23年６月30日現在)

２．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況(平成23年６月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

２ 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

１．主要投資対象

「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、世界各国の株式等へ直接投資する場合もあります。

２．投資態度

ａ．マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

※ 投資対象地域は北米、欧州、アジア・オセアニアの３地域とし、先進国の株式へ分散投資を行います。

※ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

ｂ．株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

ｃ．原則として、マザーファンド受益証券の投資割合は、高位を維持することを基本とします。

ｄ．実質組入※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

ｅ．市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜好配当株への投資について＞

一般に、株式投資の目的には、株価値上がり益（キャピタルゲイン）および配当収入（インカムゲイン）の獲得があります。

当ファンドでは、安定的な配当収入の確保に主眼を置くとともに、中長期的な値上がり益の獲得を目指し、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当成長が見込まれる世界の好配当企業の株式へ分散投資を行います。

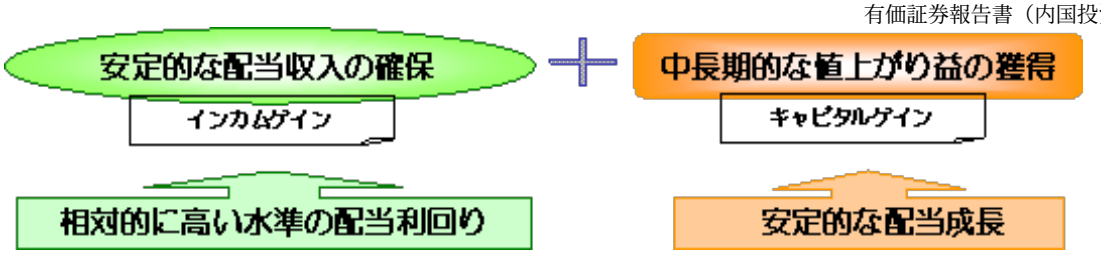

＜当ファンドが選定する好配当企業の特長＞

当ファンドでは、マザーファンドへの投資を通じて、相対的に配当利回りが高く、合わせて将来的にも安定した配当収入が見込まれる好配当企業の選定において、主として以下の項目を重視しています。

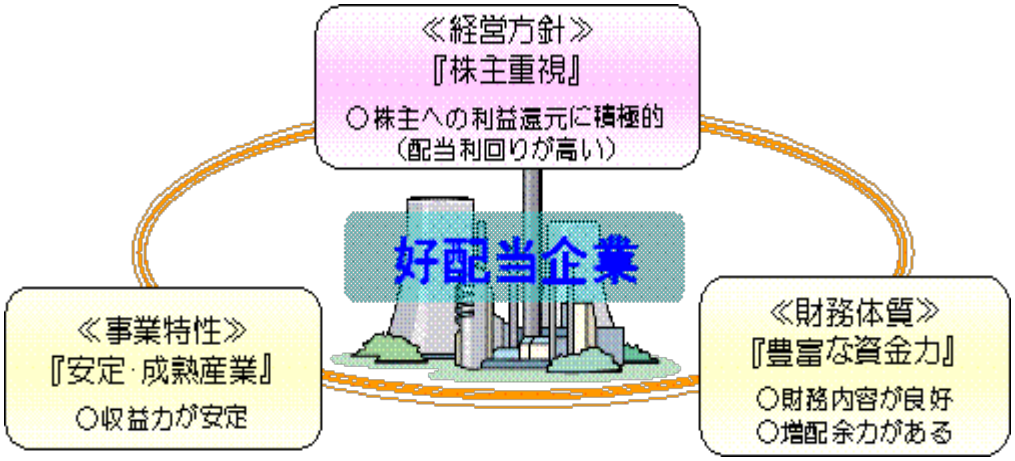

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、以下の投資プロセスにより運用を行います。

＜マザーファンドを通じて行う投資プロセス＞

ポートフォリオ構築にあたっては、以下のプロセスに従い、投資銘柄の選定および地域配分、業種配分の決定等を行います。

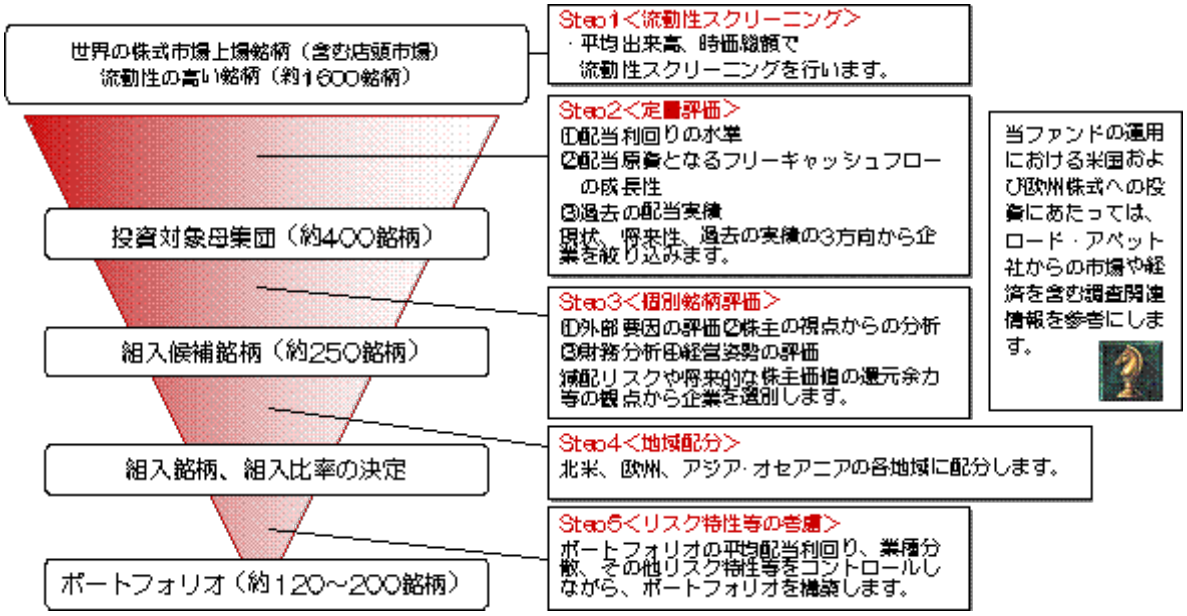

Step１　世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。）を対象に、平均売買出来高および時価総額等により、市場流動性が相対的に高い銘柄を抽出します。

Step２　銘柄選択にあたっては、予想配当利回りの水準、フリーキャッシュフローの水準および過去の配当実績等の定量面について、現在、将来性、過去の実績の３つの側面から企業を絞り込みます。

Step３ 将来的な株主価値の還元余力ならびに減配リスクを始めとする信用リスク等の定性面について調査・分析および評価を行い、企業を選別します。

Step４ 地域配分については、各国・地域の時価総額等を考慮して、国・地域の分散を図ります。

Step５ ポートフォリオの平均予想配当利回りの水準、業種分散およびその他リスク特性等をコントロールしながらポートフォリオを構築します。

ロード・アベット社と米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結し、当ファンドの運用（米国および欧州株式への投資）において参考にします。
ロード・アベット社（Lord, Abbett &Co. LLC）は独立系の運用会社で、1929年に設立され、米国で最も歴史のある運用会社の一つです。
運用資産：約1,143億ドル（2011年6月末日現在）

※ 上記のプロセスおよび銘柄数は、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権（上記ａ．、ｂ．および下記ｄ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ｄ．約束手形（上記ａ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および12. において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書、前記12. および17. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券ならびに前記12. および17. の証券または証書のうち前記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
４．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成23年６月末現在５名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第１計算期は、収益分配を行いません。第２計算期以降、毎決算時（原則として３月、６月、９月および12月の各８日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

１．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

２．分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として配当等収益等を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が決定します。また、毎年６月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象収益の範囲内で値上がり益などから委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等(約款 運用の基本方針 ２．運用方法 運用制限、約款第24条および第25条)

１．株式の実質投資割合※には、制限を設けません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。なお、上場予定

または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券（約款第21条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等（約款第26条）

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および前記(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲12において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針 ２．運用方法 運用制限、約款第34条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第35条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用取引（約款第27条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売り出しにより取得する株券

e．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦ 先物取引等(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この⑦で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑦で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額（以下このｂ.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑦で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引(約款第29条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第30条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この４．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

５．前記３．および４．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

６．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

７．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 有価証券の貸付(約款第31条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額

の100分の50を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 公社債の空売り(約款第32条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑫ 公社債の借入れ(約款第33条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

２．前記１．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 資金の借入れ(約款第43条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞好配当世界株マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場されている株式を主要投資対象とし、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

② 銘柄選択にあたっては、時価総額および市場流動性等を考慮の上、定量面および定性面の調査・分析および評価を行います。

③ ポートフォリオ構築にあたっては、地域分散、業種分散および投資銘柄の平均予想配当利回りの水準などを考慮に入れます。

④ 株式の投資割合は、原則として高位を維持します。

⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

＜参考＞好配当日本株マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずる場合を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

② 銘柄選択にあたっては、時価総額および市場流動性等を考慮の上、定量面および定性面の調査・分析および評価を行います。

③ ポートフォリオ構築にあたっては、業種分散および投資銘柄の平均予想配当利回りの水準等を考慮に入れます。

④ 株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
⑤ 現物株式の組入比率（信託財産に属する株式の時価総額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態で50%以上とすることを基本とします。
⑥ 非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
⑦ 市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用制限
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

３ 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主として好配当世界株マザーファンドおよび好配当日本株マザーファンドの各受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意

が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが保有する株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(2) リスク管理体制

① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成23年９月８日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜1.40%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.65625% （税抜0.625%）	0.70875% （税抜0.675%）	0.105% （税抜0.10%）	1.47% （税抜1.40%）

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

④ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率※による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所

得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）税率※による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

※ 平成26年１月１日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、７%(所得税７%、地方税は課せられません。)の税率※による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

※ 平成26年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税は課せられません。)になります。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年6月30日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(好配当世界株マザーファンド)	日本	1,248,451,272	89.74
	親投資信託受益証券(好配当日本株マザーファンド)	日本	135,520,012	9.74
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	7,136,645	0.51
合 計 （純資産総額）		―	1,391,107,929	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）好配当世界株マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	アメリカ	8,260,294,897	52.24
		イギリス	2,118,855,683	13.40
		オーストラリア	814,006,233	5.14
		カナダ	701,704,565	4.43
		フランス	680,889,409	4.30
		スイス	518,062,498	3.27
		ドイツ	392,206,483	2.48
		シンガポール	331,475,184	2.09
		スペイン	270,834,656	1.71
		香港	151,816,281	0.96
		ノルウェー	140,506,752	0.88
		イタリア	116,492,050	0.73
		スウェーデン	83,879,279	0.53
		ジャージー	79,574,736	0.50
	投資証券	アメリカ	260,100,337	1.64
		香港	134,495,529	0.85
		オーストラリア	121,034,696	0.76
		イギリス	114,541,738	0.72
		シンガポール	73,675,488	0.46
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	445,628,531	2.81
合 計 （純資産総額）		―	15,810,075,025	100.00

（参考）好配当日本株マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	310,219,150	97.32
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	8,522,457	2.67
合 計 （純資産総額）		―	318,741,607	100.00

(2) 【投資資産】(平成23年6月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量(口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資比率 (%)
1	好配当世界株マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	1,219,190,696	1.0150	1,237,478,557	1.0240	1,248,451,272	89.74
2	好配当日本株マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	172,923,329	0.7613	131,646,531	0.7837	135,520,012	9.74

（参考）好配当世界株マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	通貨	数量(株式数)	帳簿価額 単 価 (※)	帳簿価額 金 額 (※)	評価額 単 価 (※)	評価額 金 額 (※)	評価額 金 額 (円)	投資比率 (%)
1	TOTAL SA	株式	フランス	エネルギー	ユーロ	73,470	38.28	2,812,798.95	39.11	2,873,779.05	335,772,344	2.12
2	TRANSCANADA CORP	株式	カナダ	エネルギー	カナダドル	93,680	42.43	3,974,842.40	42.46	3,977,652.80	331,656,690	2.09
3	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	米ドル	23,550	163.69	3,854,899.50	170.54	4,016,217.00	324,229,198	2.05
4	CHEVRON CORP	株式	アメリカ	エネルギー	米ドル	39,380	99.47	3,917,128.60	101.28	3,988,406.40	321,984,048	2.03
5	BHP BILLITON LTD	株式	オーストラリア	素材	オーストラリアドル	83,460	42.96	3,585,441.60	43.15	3,601,299.00	311,404,324	1.96
6	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	アメリカ	食品・飲料・タバコ	米ドル	58,240	67.81	3,949,254.40	66.17	3,853,740.80	311,112,494	1.96
7	MERCK & CO.INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	108,510	35.57	3,859,700.70	35.10	3,808,701.00	307,476,431	1.94
8	PFIZER INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	172,500	20.74	3,577,650.00	20.67	3,565,575.00	287,848,869	1.82
9	AT & T INC	株式	アメリカ	電気通信サービス	米ドル	109,962	30.31	3,332,948.22	31.26	3,437,412.12	277,502,280	1.75
10	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	各種金融	米ドル	84,830	40.72	3,454,277.60	40.45	3,431,373.50	277,014,782	1.75
11	MCDONALD'S CORP	株式	アメリカ	消費者サービス	米ドル	40,300	81.14	3,269,942.00	84.57	3,408,171.00	275,141,644	1.74
12	INTEL CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	米ドル	156,520	22.06	3,452,831.20	21.39	3,347,962.80	270,281,036	1.70
13	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	115,480	27.99	3,232,285.20	28.54	3,295,799.20	266,069,869	1.68
14	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	株式	アメリカ	銀行	米ドル	216,960	15.66	3,397,593.60	15.06	3,267,417.60	263,778,622	1.66
15	ROCHE HOLDING AG-GENUSS CHEIN	株式	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイスフラン	19,350	145.20	2,809,620.00	140.00	2,709,000.00	262,773,000	1.66
16	EMERSON ELECTRIC CO	株式	アメリカ	資本財	米ドル	56,920	51.44	2,927,964.80	54.93	3,126,615.60	252,411,677	1.59
17	CONOCOPHILLIPS	株式	アメリカ	エネルギー	米ドル	40,210	70.87	2,849,682.70	74.02	2,976,344.20	240,280,267	1.51

18	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	イギリス	エネルギー	英ポンド	82,630	21.23	1,754,234.90	21.73	1,795,549.90	233,026,466	1.47
19	DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	株式	アメリカ	素材	米ドル	53,400	50.29	2,685,486.00	53.32	2,847,288.00	229,861,560	1.45
20	CENTURYLINK INC	株式	アメリカ	電気通信サービス	米ドル	70,658	40.34	2,850,343.72	40.26	2,844,691.08	229,651,910	1.45
21	QUALCOMM INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	米ドル	51,110	56.50	2,887,715.00	55.43	2,833,027.30	228,710,293	1.44
22	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC(GB)	株式	イギリス	食品・飲料・タバコ	英ポンド	65,400	27.30	1,785,747.00	26.85	1,756,317.00	227,934,820	1.44
23	HSBC HOLDINGS PLC	株式	イギリス	銀行	英ポンド	284,200	6.23	1,771,134.40	6.12	1,740,440.80	225,874,407	1.42
24	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	41,360	65.50	2,709,080.00	66.31	2,742,581.60	221,408,612	1.40
25	ALTRIA GROUP INC	株式	アメリカ	食品・飲料・タバコ	米ドル	104,340	27.10	2,827,614.00	26.10	2,723,274.00	219,849,910	1.39
26	MICROCHIP TECHNOLOGY	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	米ドル	71,620	37.37	2,676,439.40	37.26	2,668,561.20	215,432,945	1.36
27	METLIFE INC	株式	アメリカ	保険	米ドル	58,170	41.39	2,407,656.30	43.46	2,528,068.20	204,090,945	1.29
28	CATERPILLAR INC	株式	アメリカ	資本財	米ドル	24,030	99.88	2,400,116.40	103.36	2,483,740.80	200,512,394	1.26
29	UNION PACIFIC CORP	株式	アメリカ	運輸	米ドル	24,020	100.67	2,418,093.40	103.00	2,474,060.00	199,730,863	1.26
30	VODAFONE GROUP PLC	株式	イギリス	電気通信サービス	英ポンド	922,090	1.63	1,506,695.06	1.65	1,525,136.86	197,932,261	1.25

（注）※各通貨表示

（参考）好配当日本株マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	数量(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	キヤノン	株式	日本	電気機器	3,000	3,765.00	11,295,000	3,810.00	11,430,000	3.58
2	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	2,600	3,847.19	10,002,712	3,865.00	10,049,000	3.15
3	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	2,400	3,763.61	9,032,679	3,715.00	8,916,000	2.79
4	三井物産	株式	日本	卸売業	6,100	1,331.00	8,119,100	1,384.00	8,442,400	2.64
5	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	日本	情報・通信業	55	146,900.00	8,079,500	143,000.00	7,865,000	2.46
6	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3,100	2,293.00	7,108,300	2,468.00	7,650,800	2.40
7	三菱商事	株式	日本	卸売業	3,600	1,975.00	7,110,000	2,000.00	7,200,000	2.25
8	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	2,300	3,126.08	7,189,997	3,115.00	7,164,500	2.24
9	ＫＤＤＩ	株式	日本	情報・通信業	11	578,049.54	6,358,545	577,000.00	6,347,000	1.99
10	ローソン	株式	日本	小売業	1,500	4,030.00	6,045,000	4,215.00	6,322,500	1.98
11	住友商事	株式	日本	卸売業	5,800	1,050.00	6,090,000	1,089.00	6,316,200	1.98
12	積水ハウス	株式	日本	建設業	8,000	765.25	6,122,000	746.00	5,968,000	1.87
13	旭化成	株式	日本	化学	11,000	531.81	5,850,000	540.00	5,940,000	1.86
14	ＮＴＮ	株式	日本	機械	13,000	421.00	5,473,000	456.00	5,928,000	1.85
15	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	14,900	363.00	5,408,700	390.00	5,811,000	1.82
16	ＪＸホールディングス	株式	日本	石油・石炭製品	10,600	531.00	5,628,600	539.00	5,713,400	1.79
17	三井住友トラスト・ホールディングス	株式	日本	銀行業	20,000	254.00	5,080,000	279.00	5,580,000	1.75
18	セブン＆アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	2,500	2,160.00	5,400,000	2,157.00	5,392,500	1.69

19	住友ベークライト	株式	日本	化学	10,000	533.00	5,330,000	537.00	5,370,000	1.68
20	西日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	1,700	3,060.77	5,203,321	3,140.00	5,338,000	1.67
21	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1,200	4,335.83	5,203,000	4,370.00	5,244,000	1.64
22	横浜銀行	株式	日本	銀行業	13,000	378.30	4,918,000	401.00	5,213,000	1.63
23	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	1,500	3,290.00	4,935,000	3,300.00	4,950,000	1.55
24	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1,500	2,980.00	4,470,000	3,085.00	4,627,500	1.45
25	大阪瓦斯	株式	日本	電気・ガス業	15,000	289.53	4,343,000	305.00	4,575,000	1.43
26	住友不動産販売	株式	日本	不動産業	1,210	3,435.00	4,156,350	3,725.00	4,507,250	1.41
27	ＮＫＳＪホールディングス	株式	日本	保険業	8,000	506.00	4,048,000	529.00	4,232,000	1.32
28	カネカ	株式	日本	化学	8,000	529.75	4,238,000	527.00	4,216,000	1.32
29	大東建託	株式	日本	建設業	600	6,880.00	4,128,000	6,810.00	4,086,000	1.28
30	マブチモーター	株式	日本	電気機器	1,000	3,970.00	3,970,000	4,050.00	4,050,000	1.27

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.48
合 計		99.48

（参考）好配当世界株マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	11.93
		素材	5.69
		資本財	6.37
		運輸	3.56
		自動車・自動車部品	0.91
		消費者サービス	1.74
		メディア	3.30
		小売	1.73
		食品・生活必需品小売り	1.44
		食品・飲料・タバコ	7.97
		家庭用品・パーソナル用品	2.06
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.72
		銀行	10.52
		各種金融	1.75
		保険	4.33
		ソフトウェア・サービス	3.05
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.44
		電気通信サービス	6.19
		公益事業	4.65
		半導体・半導体製造装置	4.28
	投資証券	―	4.45
合 計			97.18

（参考）好配当日本株マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	4.85

		食料品	0.99
		パルプ・紙	0.72
		化学	8.89
		医薬品	7.07
		石油・石炭製品	3.03
		ガラス・土石製品	1.97
		非鉄金属	1.02
		機械	3.43
		電気機器	13.74
		輸送用機器	3.78
		精密機器	1.00
		その他製品	1.79
		電気・ガス業	2.58
		陸運業	2.59
		情報・通信業	10.06
		卸売業	9.59
		小売業	4.74
		銀行業	8.39
		証券、商品先物取引業	0.90
		保険業	2.56
		その他金融業	0.40
		不動産業	2.05
		サービス業	1.05
合 計			97.32

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】
平成23年6月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成18年6月8日	1,569	1,569	0.9593	0.9593
第2特定期間	平成18年12月8日	1,865	1,976	1.0466	1.1091
第3特定期間	平成19年6月8日	3,259	3,613	1.0815	1.1990
第4特定期間	平成19年12月10日	4,210	4,263	1.0039	1.0164
第5特定期間	平成20年6月9日	3,540	3,571	0.8531	0.8606
第6特定期間	平成20年12月8日	1,873	1,903	0.4698	0.4773

第7特定期間	平成21年6月8日	2,052	2,082	0.5257	0.5332
第8特定期間	平成21年12月8日	2,111	2,139	0.5563	0.5638
第9特定期間	平成22年6月8日	1,856	1,878	0.5072	0.5132
第10特定期間	平成22年12月8日	1,710	1,729	0.5393	0.5453
第11特定期間	平成23年6月8日	1,456	1,466	0.5454	0.5494
	平成22年6月末日	1,797	―	0.4955	―
	平成22年7月末日	1,874	―	0.5222	―
	平成22年8月末日	1,706	―	0.4956	―
	平成22年9月末日	1,752	―	0.5283	―
	平成22年10月末日	1,703	―	0.5235	―
	平成22年11月末日	1,701	―	0.5322	―
	平成22年12月末日	1,659	―	0.5416	―
	平成23年1月末日	1,636	―	0.5496	―
	平成23年2月末日	1,644	―	0.5641	―
	平成23年3月末日	1,599	―	0.5709	―
	平成23年4月末日	1,603	―	0.5844	―
	平成23年5月末日	1,522	―	0.5653	―
	平成23年6月30日	1,391	―	0.5509	―

（注１）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。
（注２）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	―
第2特定期間	0.0700
第3特定期間	0.1250
第4特定期間	0.0200
第5特定期間	0.0150
第6特定期間	0.0150
第7特定期間	0.0150
第8特定期間	0.0150
第9特定期間	0.0135
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0100

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第1特定期間	△4.07
第2特定期間	16.40
第3特定期間	15.28
第4特定期間	△5.33
第5特定期間	△13.53
第6特定期間	△43.17

第7特定期間	15.09
第8特定期間	8.67
第9特定期間	△6.40
第10特定期間	8.69
第11特定期間	2.99

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。
（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。
（注４）収益率は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	1,635,691,179	―	1,635,691,179
第2特定期間	290,794,760	144,032,413	1,782,453,526
第3特定期間	1,409,102,355	177,459,209	3,014,096,672
第4特定期間	1,357,116,736	176,741,476	4,194,471,932
第5特定期間	91,746,983	136,086,437	4,150,132,478
第6特定期間	13,841,892	175,913,894	3,988,060,476
第7特定期間	20,524,429	103,652,078	3,904,932,827
第8特定期間	13,746,560	123,068,260	3,795,611,127
第9特定期間	8,930,180	145,427,014	3,659,114,293
第10特定期間	―	488,139,804	3,170,974,489
第11特定期間	2,572,340	503,711,340	2,669,835,489

（注）第１特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくは英国証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(4) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(5) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(6) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 販売会社は解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日もしくは英国証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または

委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

(7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

３ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式　　：計算日※における取引所の最終相場（終値）
マザーファンド受益証券：計算日の基準価額
外貨建資産の円換算　：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「北都夢便」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年３月29日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年３月９日から６月８日まで、６月９日から９月８日まで、９月９日から12月８日までおよび12月９日から翌年３月８日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成18年３月29日から平成18年６月８日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、６月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

４ 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して５営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３ 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、前期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで) 及び、当期特定期間(平成22年12月9日から平成23年6月8日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受け、また、当期特定期間(平成22年12月9日から平成23年6月8日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

北都好配当グローバル株式オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期特定期間 (平成22年12月 8 日現在)	当期特定期間 (平成23年 6 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,106,932	27,957,110
親投資信託受益証券	1,702,441,022	1,445,756,681
未収利息	93	65
流動資産合計	1,740,548,047	1,473,713,856
資産合計	1,740,548,047	1,473,713,856
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,025,846	10,679,341
未払解約金	5,093,339	1,067,860
未払受託者報酬	455,388	412,643
未払委託者報酬	5,920,098	5,364,355
その他未払費用	45,513	41,232
流動負債合計	30,540,184	17,565,431
負債合計	30,540,184	17,565,431
純資産の部		
元本等		
元本	3,170,974,489	2,669,835,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,460,966,626	△1,213,687,064
（分配準備積立金）	377,201	―
元本等合計	1,710,007,863	1,456,148,425
純資産合計	1,710,007,863	1,456,148,425
負債純資産合計	1,740,548,047	1,473,713,856

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期特定期間 (自 平成22年６月９日 至 平成22年12月８日)	当期特定期間 (自 平成22年12月９日 至 平成23年６月８日)
営業収益		
受取利息	8,453	5,588
有価証券売買等損益	160,369,706	65,815,659
営業収益合計	160,378,159	65,821,247
営業費用		
受託者報酬	941,274	847,316
委託者報酬	12,236,633	11,015,062
その他費用	94,065	84,668
営業費用合計	13,271,972	11,947,046
営業利益又は営業損失（△）	147,106,187	53,874,201
経常利益又は経常損失（△）	147,106,187	53,874,201
当期純利益又は当期純損失（△）	147,106,187	53,874,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,151,580	5,395,861
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,803,050,993	△1,460,966,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	241,674,622	227,818,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	241,674,622	227,818,859
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	1,118,145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	1,118,145
分配金	39,544,862	27,899,492
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,460,966,626	△1,213,687,064

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前期特定期間 （自　平成22年6月9日 至　平成22年12月8日）	当期特定期間 （自　平成22年12月9日 至　平成23年6月8日）
1　運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2　収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3　特定期間	本財務諸表に係るファンドの特定期間は、平成22年6月9日から平成22年12月8日までとなっております。	――――――――

（貸借対照表に関する注記）

項　　目　　期別	前期特定期間 （平成22年12月8日現在）	当期特定期間 （平成23年6月8日現在）
1　特定期間末日の受益権総口数	3,170,974,489口	2,669,835,489口
2　元本の欠損金額	純資産額は元本を1,460,966,626円下回っております。	純資産額は元本を1,213,687,064円下回っております。
3　一単位当たりの純資産の額		
１口当たりの純資産の額	0.5393 円	0.5454 円
（１万口当たりの純資産の額）	(5,393 円)	(5,454 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期特定期間 （自　平成22年6月9日 至　平成22年12月8日）	当期特定期間 （自　平成22年12月9日 至　平成23年6月8日）
1　分配金の計算過程 第18期計算期間（平成22年6月9日から平成22年9月8日）末における費用控除後の配当等収益（6,034,360円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（70,795,798円）、分配準備積立金（13,587円）より、分配対象収益は76,843,745円（１万口当たり224円）であり、うち20,519,016円（１万口当たり60円）を分配金額としております。 第19期計算期間（平成22年9月9日から平成22年12月8日）末における費用控除後の配当等収益（15,378,564円）、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（52,008,789円）、分配準備積立金（219,314円）より、分配対象収益は67,606,667円（１万口当たり213円）であり、うち19,025,846円（１万口当たり60円）を分配金額としております。	1　分配金の計算過程 第20期計算期間（平成22年12月9日から平成23年3月8日）末に、費用控除後の配当等収益（9,681,558円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（43,632,443円）、分配準備積立金（359,834円）より、分配対象収益は53,673,835円（１万口当たり187円）であり、うち17,220,151円（１万口当たり60円）を分配金額としております。 第21期計算期間（平成23年3月9日から平成23年6月8日）末に、費用控除後の配当等収益（15,361,824円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（33,647,483円）、分配準備積立金（310,133円）より、分配対象収益は49,319,440円（１万口当たり184円）であり、うち10,679,341円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成22年6月9日 至 平成22年12月8日）	当期特定期間 （自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成22年12月8日現在）	当期特定期間 （平成23年6月8日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成22年6月9日 至 平成22年12月8日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	139,187,392
合計	139,187,392

当期特定期間（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△25,930,494
合計	△25,930,494

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成22年6月9日 至 平成22年12月8日）	当期特定期間 （自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
――――――――	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

期別 項　　目	前期特定期間 （平成22年12月8日現在）	当期特定期間 （平成23年6月8日現在）
1　期首元本額	3,659,114,293 円	3,170,974,489 円
期中追加設定元本額	― 円	2,572,340 円
期中一部解約元本額	488,139,804 円	503,711,340 円

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

北都好配当グローバル株式オープン　（平成23年6月8日現在）

種類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	好配当世界株マザーファンド	1,291,764,381	1,311,140,846	
		好配当日本株マザーファンド	176,823,638	134,615,835	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,468,588,019 2 99.3%	1,445,756,681 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				1,445,756,681	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「好配当世界株マザーファンド」受益証券及び、「好配当日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて両マザーファンドの受益証券です。なお、両マザーファンドの状況は次の通りです。

好配当世界株マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）　貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成23年6月8日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	17,520,517

コール・ローン	434,105,123
株式	14,554,870,929
投資証券	720,058,113
派生商品評価勘定	834,046
未収入金	1,177,011,685
未収配当金	60,461,510
未収利息	1,011
流動資産合計	16,964,862,934
資産合計	16,964,862,934
負債の部	
流動負債	
未払金	981,918,233
派生商品評価勘定	2,747,256
流動負債合計	984,665,489
負債合計	984,665,489
純資産の部	
元本等	
元本	15,744,182,725
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	236,014,720
元本等合計	15,980,197,445
純資産合計	15,980,197,445
負債純資産合計	16,964,862,934

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	（平成23年6月8日現在）
1　　計算期間末日の受益権総口数	15,744,182,725口
2　　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.0150 円 (10,150 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年6月8日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式、投資証券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 （3）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	439,387,195
投資証券	44,470,147
合計	483,857,342

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）

種 類	（平成23年6月8日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価（円）	評 価 損 益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				

米・ドル	570,826,212	—	570,968,651	△142,439
カナダ・ドル	225,498,733	—	226,591,407	△1,092,674
香港・ドル	59,554,454	—	59,600,701	△46,247
スウェーデン・クローナ	107,681,786	—	107,557,872	123,914
ユーロ	210,839,934	—	212,093,614	△1,253,680
小 計	1,174,401,119	—	1,176,812,245	△2,411,126
買建				
米・ドル	713,920,268	—	714,098,414	178,146
シンガポール・ドル	115,551,374	—	115,339,158	△212,216
ノルウェー・クローネ	151,740,198	—	152,272,184	531,986
小 計	981,211,840	—	981,709,756	497,916
合 計	2,155,612,959	—	2,158,522,001	△1,913,210

（注）時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（その他の注記）

項　目 ＼ 期別	（平成23年6月8日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	17,532,343,349 円 （平成22年12月9日）
期中追加設定元本額	67,372,474 円
期中一部解約元本額	1,855,533,098 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	15,744,182,725 円
みずほ好配当世界株オープン	12,766,151,956 円
きらやかグローバル好配当株式オープン	1,686,266,388 円
北都好配当グローバル株式オープン	1,291,764,381 円

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

好配当世界株マザーファンド　（平成23年6月8日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額	備

			単価	金額	考
米・ドル	ALTRIA GROUP INC	104,340	27.10	2,827,614.00	
	ANALOG DEVICES INC	62,170	39.44	2,451,984.80	
	AT & T INC	109,962	30.31	3,332,948.22	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	115,480	27.99	3,232,285.20	
	CATERPILLAR INC	24,030	99.88	2,400,116.40	
	CENTURYLINK INC	70,658	40.34	2,850,343.72	
	CHEVRON CORP	39,380	99.47	3,917,128.60	
	CONOCOPHILLIPS	40,210	70.87	2,849,682.70	
	CONSOLIDATED EDISON INC	22,560	52.30	1,179,888.00	
	DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	53,400	50.29	2,685,486.00	
	DUKE ENERGY CORP	60,426	18.38	1,110,629.88	
	EMERSON ELECTRIC CO	56,920	51.44	2,927,964.80	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER	39,230	49.76	1,952,084.80	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	128,622	8.05	1,035,407.10	
	GENERAL ELECTRIC CO	125,400	18.48	2,317,392.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	30,960	56.85	1,760,076.00	
	INTEL CORP	156,520	22.06	3,452,831.20	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	23,550	163.69	3,854,899.50	
	JOHNSON & JOHNSON	41,360	65.50	2,709,080.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	84,830	40.72	3,454,277.60	
	KIMBERLY-CLARK CORP	24,540	65.90	1,617,186.00	
	KRAFT FOODS INC-A	62,055	34.04	2,112,352.20	
	LIMITED BRANDS INC	51,910	36.21	1,879,661.10	
	M & T BANK CORP	20,650	85.42	1,763,923.00	
	MCDONALD'S CORP	40,300	81.14	3,269,942.00	
	MERCK & CO.INC	108,510	35.57	3,859,700.70	
	METLIFE INC	58,170	41.39	2,407,656.30	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	71,620	37.37	2,676,439.40	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	216,960	15.66	3,397,593.60	
	NEXTERA ENERGY INC	18,770	55.41	1,040,045.70	
	PFIZER INC	172,500	20.74	3,577,650.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	58,240	67.81	3,949,254.40	
	PPL CORPORATION	36,980	27.63	1,021,757.40	
	PROCTER & GAMBLE CO	38,810	65.06	2,524,978.60	
	QUALCOMM INC	51,110	56.50	2,887,715.00	
	SOUTHERN CO	29,480	39.34	1,159,743.20	
	TARGET CORP	30,750	47.06	1,447,095.00	
	TIME WARNER INC	63,500	34.82	2,211,070.00	
	UNION PACIFIC CORP	24,020	100.67	2,418,093.40	
	VERIZON COMMUNICATIONS	64,460	35.38	2,280,594.80	
	WELLS FARGO & COMPANY	48,480	25.77	1,249,329.60	
米・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	2,681,823 41 50.7%		101,053,901.92 (8,102,501,855) 55.7%	
英・ポンド	AVIVA PLC	333,490	4.29	1,432,673.04	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC(GB)	65,400	27.30	1,785,747.00	
	DIAGEO PLC	105,660	12.83	1,355,617.80	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	139,070	13.05	1,815,558.85	

	HOME RETAIL GROUP	249,980	2.08	521,208.30	
	HSBC HOLDINGS PLC	284,200	6.23	1,771,134.40	
	NATIONAL GRID PLC	112,854	5.93	669,788.49	
	PRUDENTIAL PLC	145,880	7.20	1,050,336.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	87,560	21.23	1,859,336.60	
	STANDARD CHARTERED PLC	66,630	15.78	1,051,421.40	
	THE SAGE GROUP PLC	427,480	2.88	1,231,997.36	
	VODAFONE GROUP PLC	922,090	1.63	1,506,695.06	
英・ポンド	小計 銘柄数 組入時価比率	2,940,294 12 13.2%		16,051,514.30 (2,114,465,978) 14.5%	
ユーロ	AXA	47,770	14.68	701,263.60	
	BANCO SANTANDER SA	173,234	7.97	1,380,674.98	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	24,110	47.10	1,135,581.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	46,590	14.44	672,759.60	
	DEUTSCHE POST AG-REG	108,620	12.64	1,372,956.80	
	E.ON AG	36,620	19.00	695,780.00	
	ENI SPA	61,850	16.08	994,548.00	
	GDF SUEZ	27,318	24.55	670,656.90	
	TOTAL SA	73,470	38.28	2,812,798.95	
	VIVENDI	81,380	18.89	1,537,268.20	
ユーロ	小計 銘柄数 組入時価比率	680,962 10 8.8%		11,974,288.03 (1,408,415,758) 9.7%	
オーストラリア・ドル	BHP BILLITON LTD	100,740	42.96	4,327,790.40	
	ORICA LIMITED	76,833	25.85	1,986,133.05	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	57,137	17.43	995,897.91	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	82,090	21.52	1,766,576.80	
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	31,190	45.05	1,405,109.50	
	WOOLWORTHS LIMITED	55,920	26.82	1,499,774.40	
オーストラリア・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	403,910 6 6.4%		11,981,282.06 (1,026,676,059) 7.1%	
カナダ・ドル	BANK OF NOVA SCOTIA	27,670	57.70	1,596,559.00	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	45,480	46.28	2,104,814.40	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	37,430	23.69	886,716.70	
	TRANSCANADA CORP	93,680	42.43	3,974,842.40	
カナダ・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	204,260 4 4.4%		8,562,932.50 (703,787,422) 4.8%	
スイス・フラン	NESTLE SA-REG	35,550	53.50	1,901,925.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSS CHEIN	20,720	145.20	3,008,544.00	
スイス・フラン	小計 銘柄数 組入時価比率	56,270 2 2.9%		4,910,469.00 (470,177,406) 3.2%	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP LTD	191,400	11.26	2,155,164.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	130,000	9.38	1,219,400.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	125,000	14.08	1,760,000.00	
シンガポール・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	446,400 3 2.1%		5,134,564.00 (334,927,609) 2.3%	
香港・ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	656,500	23.35	15,329,275.00	

香港・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	656,500 1 1.0%		15,329,275.00 (158,044,825) 1.1%	
ノルウェー・クローネ	DNB NOR ASA	126,330	79.80	10,081,134.00	
ノルウェー・クローネ	小計 銘柄数 組入時価比率	126,330 1 0.9%		10,081,134.00 (151,015,387) 1.0%	
スウェーデン・クローナ	VOLVO AB-B SHS	60,190	108.20	6,512,558.00	
スウェーデン・クローナ	小計 銘柄数 組入時価比率	60,190 1 0.5%		6,512,558.00 (84,858,630) 0.6%	
合計		8,256,939		14,554,870,929 (14,554,870,929)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

好配当世界株マザーファンド　（平成23年6月8日現在）

種類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
投資証券					
	米・ドル	DIGITAL REALTY TRUST INC	18,970.000	1,199,662.80	
		DUKE REALTY CORP	69,350.000	985,463.50	
		HEALTH CARE REIT INC(REIT)	20,360.000	1,047,725.60	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	108,680.000 3 1.6%	3,232,851.90 (259,210,065) 36.1%	
	オーストラリア・ドル	STOCKLAND	417,830.000	1,445,691.80	
	オーストラリア・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	417,830.000 1 0.8%	1,445,691.80 (123,881,330) 17.2%	
	英・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	165,190.000	979,576.70	
	英・ポンド 小計	銘柄数 組入時価比率	165,190.000 1 0.8%	979,576.70 (129,039,638) 17.9%	
	香港・ドル	LINK REIT	488,500.000	13,091,800.00	
	香港・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	488,500.000 1 0.8%	13,091,800.00 (134,976,458) 18.7%	
	シンガポール・ドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	766,000.000	1,118,360.00	
	シンガポール・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	766,000.000 1 0.5%	1,118,360.00 (72,950,622) 10.1%	
投資証券 合計				720,058,113 (720,058,113)	
合計				720,058,113 (720,058,113)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入新株予約権証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米・ドル	投資証券	3	—	—	3.1%	54.7%
	株式	41	96.9%	—	—	
カナダ・ドル	株式	4	100.0%	—	—	4.6%
オーストラリア・ドル	投資証券	1	—	—	10.8%	7.5%
	株式	6	89.2%	—	—	
英・ポンド	投資証券	1	—	—	5.8%	14.7%
	株式	12	94.2%	—	—	
スイス・フラン	株式	2	100.0%	—	—	3.1%
香港・ドル	投資証券	1	—	—	46.1%	1.9%
	株式	1	53.9%	—	—	
シンガポール・ドル	投資証券	1	—	—	17.9%	2.7%
	株式	3	82.1%	—	—	
スウェーデン・クローナ	株式	1	100.0%	—	—	0.6%
ノルウェー・クローネ	株式	1	100.0%	—	—	1.0%
ユーロ	株式	10	100.0%	—	—	9.2%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

好配当日本株マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1） 貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成23年6月8日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,651,298
株式	303,325,750
未収配当金	3,651,100
未収利息	13
流動資産合計	312,628,161
資産合計	312,628,161
負債の部	
負債合計	—

純資産の部	
元本等	
元本	410,632,274
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△98,004,113
元本等合計	312,628,161
純資産合計	312,628,161
負債純資産合計	312,628,161

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　目	（平成23年6月8日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数	410,632,274口
2 元本の欠損金額	純資産額は元本を98,004,113円下回っております。
3 期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	0.7613 円 (7,613 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年6月8日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成22年12月9日 至 平成23年6月8日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△16,430,008
合計	△16,430,008

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目　　期別	（平成23年6月8日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	453,160,178 円 （平成22年12月9日）
期中追加設定元本額	― 円
期中一部解約元本額	42,527,904 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	410,632,274 円
きらやかグローバル好配当株式オープン	233,808,636 円
北都好配当グローバル株式オープン	176,823,638 円

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

好配当日本株マザーファンド　　（平成23年6月8日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	コムシスホールディングス	3,800	753	2,861,400	
	大東建託	600	6,880	4,128,000	
	積水ハウス	6,000	765	4,590,000	
	中外炉工業	7,000	275	1,925,000	
	新興プランテック	4,300	813	3,495,900	
	伊藤園	1,800	1,396	2,512,800	
	ニチレイ	8,000	354	2,832,000	
	日清食品ホールディングス	1,600	2,910	4,656,000	
	旭化成	7,000	533	3,731,000	

クレハ	7,000	362	2,534,000	
カネカ	6,000	531	3,186,000	
三井化学	12,000	264	3,168,000	
住友ベークライト	10,000	533	5,330,000	
日油	3,000	340	1,020,000	
資生堂	1,600	1,382	2,211,200	
武田薬品工業	1,800	3,775	6,795,000	
アステラス製薬	1,700	3,120	5,304,000	
エーザイ	1,100	3,055	3,360,500	
第一三共	900	1,531	1,377,900	
東燃ゼネラル石油	4,000	1,006	4,024,000	
ＪＸホールディングス	10,600	531	5,628,600	
旭硝子	3,000	915	2,745,000	
日本板硝子	17,000	248	4,216,000	
アサヒホールディングス	2,000	1,632	3,264,000	
住生活グループ	1,600	1,916	3,065,600	
森精機製作所	3,900	980	3,822,000	
オイレス工業	1,700	1,492	2,536,400	
ＮＴＮ	16,000	421	6,736,000	
日立工機	4,700	714	3,355,800	
マキタ	1,200	3,455	4,146,000	
マブチモーター	1,000	3,970	3,970,000	
シャープ	6,000	733	4,398,000	
日立国際電気	2,000	620	1,240,000	
アルプス電気	2,700	817	2,205,900	
フォスター電機	1,600	1,593	2,548,800	
山武	2,100	1,747	3,668,700	
カシオ計算機	3,800	559	2,124,200	
ローム	800	4,520	3,616,000	
新光電気工業	4,300	798	3,431,400	
村田製作所	700	5,040	3,528,000	
キヤノン	3,000	3,765	11,295,000	
リコー	4,000	867	3,468,000	
東京エレクトロン	1,000	4,355	4,355,000	
トヨタ自動車	1,500	3,290	4,935,000	
アイシン精機	800	2,888	2,310,400	
本田技研工業	1,500	2,980	4,470,000	
ＨＯＹＡ	1,800	1,688	3,038,400	
大日本印刷	3,000	877	2,631,000	
任天堂	300	16,930	5,079,000	
関西電力	2,300	1,218	2,801,400	
大阪瓦斯	9,000	290	2,610,000	
西日本旅客鉄道	15	306,000	4,590,000	
ティーガイア	21	149,000	3,129,000	
野村総合研究所	1,900	1,653	3,140,700	
日本電信電話	1,000	3,835	3,835,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	55	146,900	8,079,500	
カプコン	1,900	1,715	3,258,500	
伊藤忠商事	3,700	807	2,985,900	

	三井物産	6,100	1,331	8,119,100	
	山善	6,000	523	3,138,000	
	住友商事	5,800	1,050	6,090,000	
	三菱商事	3,600	1,975	7,110,000	
	阪和興業	8,000	325	2,600,000	
	ローソン	1,500	4,030	6,045,000	
	セブン＆アイ・ホールディングス	2,500	2,160	5,400,000	
	ユナイテッドアローズ	800	1,541	1,232,800	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	3,000	603	1,809,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	14,900	363	5,408,700	
	三井住友トラスト・ホールディングス	20,000	254	5,080,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	3,100	2,293	7,108,300	
	千葉銀行	7,000	479	3,353,000	
	横浜銀行	7,000	382	2,674,000	
	野村ホールディングス	7,300	397	2,898,100	
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	2,100	1,820	3,822,000	
	東京海上ホールディングス	1,500	2,157	3,235,500	
	興銀リース	2,000	1,875	3,750,000	
	東京建物	7,000	270	1,890,000	
	住友不動産販売	1,210	3,435	4,156,350	
	ユー・エス・エス	540	5,750	3,105,000	
日本・円	小計 銘柄数 組入時価比率	323,641 79 97.0%		303,325,750 100.0%	
合計		323,641		303,325,750	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年6月30日現在）

Ⅰ 資産総額（円）	1,399,838,322
Ⅱ 負債総額（円）	8,730,393
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	1,391,107,929
Ⅳ 発行済口数（口）	2,525,050,520
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.5509

（参考）好配当世界株マザーファンド

Ⅰ 資産総額（円）	15,810,075,025
Ⅱ 負債総額（円）	―
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	15,810,075,025
Ⅳ 発行済口数（口）	15,438,994,590
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.0240

（参考）好配当日本株マザーファンド

Ⅰ 資産総額（円）	318,741,607
Ⅱ 負債総額（円）	―
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	318,741,607
Ⅳ 発行済口数（口）	406,731,965
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.7837

第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年６月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成23年６月30日現在)

① 会社の組織図

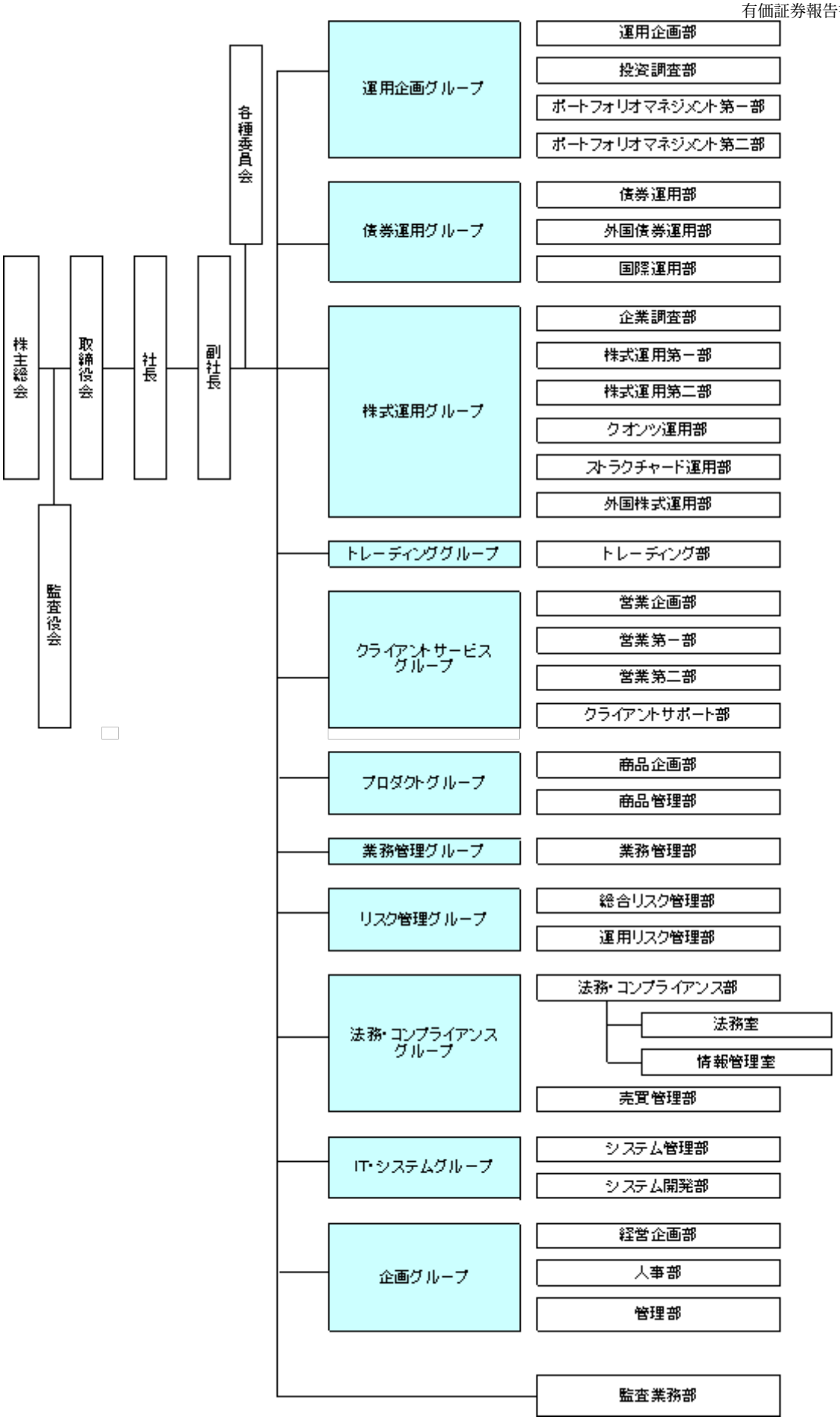

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年６月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	271,891,649,636
追加型株式投資信託	218	1,804,235,789,814
追加型金銭信託受益権投資信託	12	16,687,457,435
単位型株式投資信託	42	70,860,158,462
合計	287	2,163,675,055,347

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、前事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）及び当事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	△ 1,156	△ 884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	※１　394,097	※１　331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	※１　16,303	※１　13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130

資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,695	△ 129,413
評価・換算差額等合計	△ 88,695	△ 129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		
受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289

有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	△ 73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		

前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
純資産合計		
前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左

5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
――――――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	（損益計算書） 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	――――――――

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物 100,662千円	建物 125,887千円
工具、器具及び備品 309,801千円	工具、器具及び備品 326,576千円
リース資産 28,441千円	リース資産 23,644千円
ソフトウェア 40,224千円	ソフトウェア 15,999千円
その他無形固定資産 513千円	その他無形固定資産 585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年６月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額 366,120,360円
２）１株当たり配当額 348円
３）基準日 平成21年３月31日
４）効力発生日 平成21年６月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額 179,903,970円
２）配当の原資 利益剰余金
３）１株当たり配当額 171円
４）基準日 平成22年３月31日
５）効力発生日 平成22年６月16日

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額 179,903,970円
２）１株当たり配当額 171円
３）基準日 平成22年３月31日
４）効力発生日 平成22年６月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額 357,703,800円
２）配当の原資 利益剰余金
３）１株当たり配当額 340円
４）基準日 平成23年３月31日
５）効力発生日 平成23年６月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市

場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	△936
資産計	23,125,941	23,125,004	△936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（※１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	△153
資産計	24,456,107	24,455,953	△153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	19,760	14,345	5,414
② 債券	25,030	25,008	21
③ 証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	43,610	63,670	△ 20,060
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,635,744	3,794,116	△ 158,372
小計	3,679,354	3,857,786	△ 178,432
合計	5,330,306	5,479,852	△ 149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２ 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	10,800	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

３ 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年３月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額（千円)	取得原価（千円)	差額（千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	54,139	83,790	△ 29,651
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,237,688	2,454,593	△ 216,904
小計	2,291,828	2,538,383	△ 246,555
合計	3,886,476	4,104,674	△ 218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	1,857	-	△ 382
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	△ 382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	25,000	-	△ 8
③ 証券投資信託	1,370,297	6,769	△ 5,719
合計	1,395,297	6,769	△ 5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	△7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	△11,477
合計			259,542	-	△5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務 (注１) 577,943千円

② 年金資産	656,904千円
③ 退職給付引当金	―
④ 前払年金費用	78,961千円

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	144,536千円
② 退職給付費用		144,536千円

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	634,292千円
② 年金資産		768,441千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		134,149千円

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	185,741千円
② 退職給付費用		185,741千円

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)		当事業年度 (平成23年３月31日)	
１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	13,915千円	有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円	ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円	賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円	退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円	未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	7,900千円	時効後支払損引当金	9,297千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円	資産除去債務費用	7,259千円
その他	81,394千円	その他有価証券評価差額金	88,784千円
繰延税金資産小計	460,278千円	その他	133,834千円
評価性引当額	△58,322千円	繰延税金資産小計	587,870千円

繰延税金資産合計	401,956千円	評価性引当額	△62,448千円
繰延税金負債		繰延税金資産合計	525,421千円
前払年金費用	△32,129千円	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△32,129千円	前払年金費用	△54,585千円
繰延税金資産の純額	369,827千円	繰延税金負債合計	△54,585千円
		繰延税金資産の純額	470,836千円

２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	
法定実効税率	40.69%		
（調整）			
評価性引当額	2.12%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%		
住民税等均等割	0.59%		
その他	△0.02%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%		

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める

相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
１株当たり純資産額	21,246.82円	１株当たり純資産額	21,718.48円
１株当たり当期純利益金額	343.99円	１株当たり当期純利益金額	681.35円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）		（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	
損益計算書上の当期純利益	361,902千円	損益計算書上の当期純利益	716,832千円
普通株式に係る当期純利益	361,902千円	普通株式に係る当期純利益	716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成23年２月１日付で、定款について次の変更をいたしました。

・当社の公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,303	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社北都銀行	11,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注)資本金の額：平成23年３月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行いま

す。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年９月８日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成22年12月21日 臨時報告書
平成23年３月８日 有価証券報告書
平成23年３月８日 有価証券届出書の訂正届出書
平成23年３月24日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年７月29日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北都好配当グローバル株式オープンの平成22年12月９日から平成23年６月８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北都好配当グローバル株式オープンの平成23年６月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月１４日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第４８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月21日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北都好配当グローバル株式オープンの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北都好配当グローバル株式オープンの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月１５日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。